

クビアカツヤカミキリ対策関係者会議（第１回）

次 第

日 時 令和８年８月２０日（木）
１１：００～
場 所 県庁１０階 防災センター

内 容

- １ 県内におけるクビアカツヤカミキリの初確認について
- ２ 生態および全国的な発生状況、対策手法等について
- ３ 今後の対応について

クビアカツヤカミキリ対策関係者会議 出席者名簿

日時：令和８年８月２０日（木）１１：００～

場所：県庁１０階 総合防災センター

	区分	所属	課名	役職	氏名	備考
1	国	環境省中部環境局	野生生物課	課長補佐	大西 一志	オンライン
2				自然保護官	大嶽 若緒	オンライン
3		農林水産省消費・安全局	植物防疫課		中山 睦美	オンライン 防疫対策室国内防除第1班第2係
4		農林水産省北陸農政局消費・安全部	農産安全課	課長補佐	覺間 誠	
5				植物防疫係長	苅谷 和幸	
6	県	エネルギー環境部		部長	獅子原 朋広	
7				副部長	三寺 庄司	
8			自然環境課	課長	西垣 正男	
9		農林水産部		部長	大石 秀昭	
10				副部長	角内 宏幸	
11			流通販売課	課長	山際 翔	
12			園芸振興課	課長	田中 寿実子	
13				主事	持田 弦輝	
14			森づくり課	課長	黒田 真奈美	
15				主査	高村 紀行	
16			農業試験場	主任研究員	北島 義訓	病害虫防除室
17			農業試験場	主任	三輪 直邦	高度営農支援課
18		交流文化部		政策参事	野田 瑞穂	
19		土木部	道路保全課	課長	細川 仁志	
20			河川課	参事	川下 将克	
21			都市計画課	課長	谷口 直子	
22		教育委員会	教育政策課	課長	廣瀬 貴之	
23	市町	おおい町	まちづくり課	課長補佐	大谷 豊	オンライン
24				主事補	張本 舜奎	オンライン
25			農林水産課	課長補佐	木村 光宏	オンライン
26				主事補	井ノ本 峻己	オンライン
27			学校教育課	課長	奥 恒夫	オンライン
28			商工観光課	課長	小西 守	オンライン
29				課長補佐	中塚 淳子	オンライン
30				主査	小畑 圭祐	オンライン
31				主事補	菅原 香穂	オンライン
		17市町	環境部局			オンライン
32	関係団体	（一社）福井県植物防疫協会		業務執行理事	天谷 真之	
33		福井県農業協同組合中央会	農政生活課	課長補佐	前田 芳孝	
34		福井県農業協同組合	園芸畜産課	課長代理	北川 昌邦	
35		越前たけふ農業協同組合	指導部 営農販売課	課長	河合 弘裕	オンライン
36		福井県経済農業協同組合連合会	購買事業部購買課	課長補佐	上嶋 正守	
37		福井県農業共済組合	保険部作物保険グループ	主任	加藤 智也	
38	事務局	エネルギー環境部	自然環境課	参事	堂本 大輔	
39				主任	大宮 正太郎	
40				主事	小林 滉平	
41		農林水産部	流通販売課	参事	竹内 健	
42				主任	村田 賀央	
43				企画主査	中岡 史裕	

令和 8 年 8 月 2 0 日
自 然 環 境 課

福井県内における特定外来生物クビアカツヤカミキリの初確認について

<経緯>

令和 8 年 8 月 1 2 日（水）

- ・一般の方から県自然環境課に対し、「8 月 7 日（金）におおい町本郷地区のサクラの木にて、クビアカツヤカミキリのものと思われるフラス（木くずと糞の混合物）を見た」との情報提供

令和 8 年 8 月 1 3 日（木）

- ・情報提供者から、フラスの写真提供
- ・自然環境課から環境省中部環境局、県農林水産部流通販売課に情報共有
→環境省中部環境局からは「断定はできないが、クビアカツヤカミキリのフラスである可能性が高いように見える」との回答
- ・流通販売課から農林水産部関係各課・農業試験場、農林水産省北陸農政局へ情報共有

令和 8 年 8 月 1 4 日（金）

- ・県自然環境課からおおい町役場に情報共有

令和 8 年 8 月 1 7 日（月）

- ・県※にて現地（被害木および周辺樹木）確認し、報告のあった施設の樹木のほか、周辺地域のサクラの木 計 9 本にてフラスを確認
※エネルギー環境部自然環境課、農林水産部流通販売課・農業試験場、嶺南振興局 計 7 名
- ・現地確認したフラスの写真を環境省中部環境局、農林水産省北陸農政局、福井市自然史博物館へ共有
- ・現地で確認したフラスが、クビアカツヤカミキリのものである可能性が極めて高いと判断

令和 8 年 8 月 1 8 日（火）

- ・県にて被害木周辺の梅畑を再調査したところ、成虫（オス 1 個体）を発見
- ・県内での特定外来生物クビアカツヤカミキリの初確認 報道発表

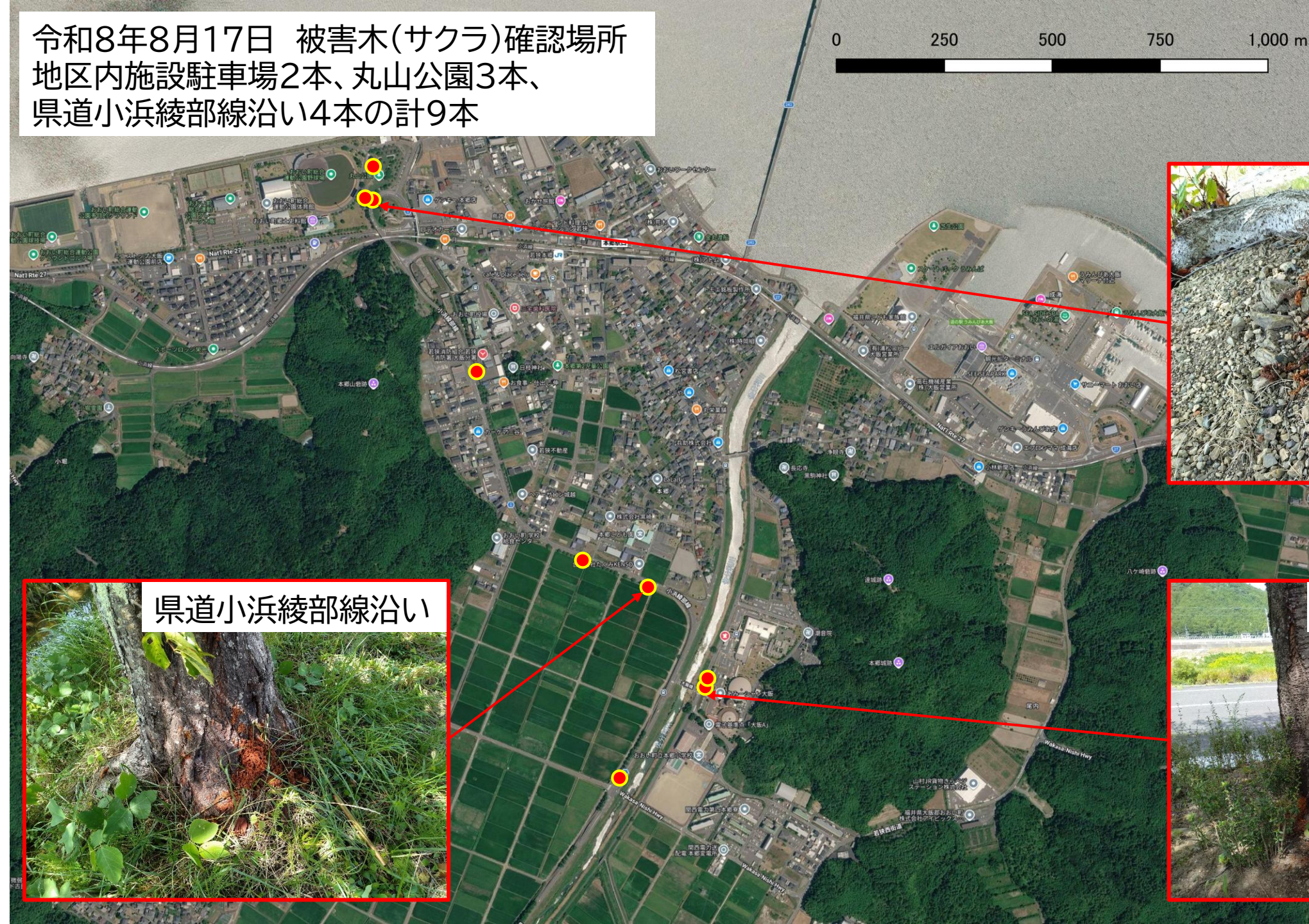
令和 8 年 8 月 2 0 日（木）

- ・第 1 回クビアカツヤカミキリ対策関係者会議の開催

令和8年8月17日 被害木(サクラ)確認場所
地区内施設駐車場2本、丸山公園3本、
県道小浜綾部線沿い4本の計9本

【資料 1 - 2】

0 250 500 750 1,000 m



丸山公園



県道小浜綾部線沿い



地区内施設 駐車場



8/18 ウメほ場確認



○ 異常なし

✕ フラス等確認

尾内

フラス 11 樹
成虫 (♂) 1匹



27

小浜線



(有)浦松コピー
大飯営業所

ファミリーマート大飯
うみんぴあ前店
コンビニエンスストア



尾内西





- 異常なし
- ✕ フラス等確認

8/18 ウメほ場確認 (大島)

犬見（大島）

フラス 2樹



241

八幡神社

クビアカツヤカミキリ対策についての政府の対応状況

農 林 水 産 省

令和 8 年 7 月

クビアカツヤカミキリとは

クビアカツヤカミキリ（コウチュウ目カミキリムシ科）

【分布】 海外：中国、朝鮮半島、ベトナム 等

国内：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県、香川県

（20都府県）

【生態】 幼虫は生木の内部を摂食し、フラス（木くずや糞）を排出（幼虫期間は1～3年）

成虫は6月～8月に発生、体長は2～4 cm

外来生物法に基づく特定外来生物（平成30年指定）

平成24年の初確認から10年強で20都府県に分布が拡大（令和8年7月現在）

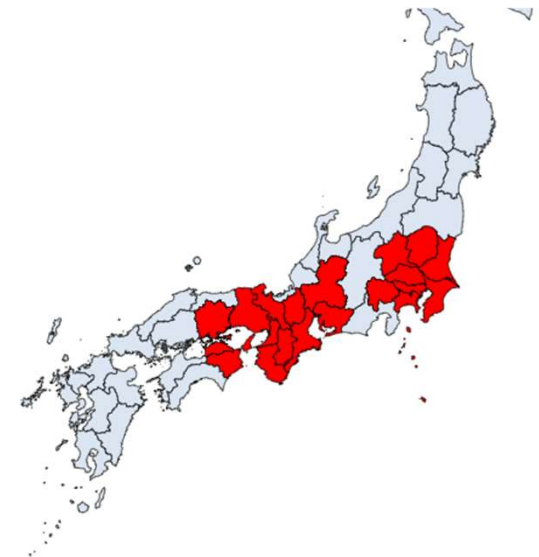
クビアカツヤカミキリが確認されている都府県



成虫



幼虫が排出したフラス



令和8年7月現在 20都府県

※北海道及び沖縄県は未発生

クビアカツヤカミキリによる被害

■ クビアカツヤカミキリによる被害を受ける樹種 → バラ科の樹木

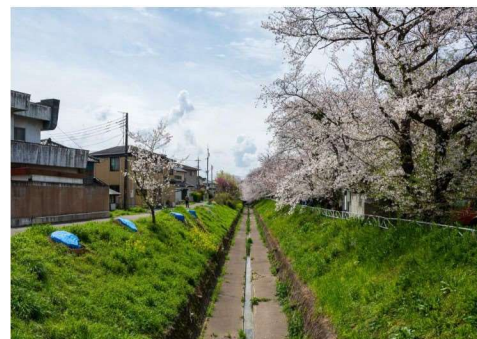
サクラの仲間：サクラ類（ソメイヨシノほか栽培品種を含む。）、サクランボ（おうとう）

モモの仲間：モモ（ハナモモを含む。）、ネクタリン

スモモの仲間：スモモ、ウメ、アンズ

その他：ザクロ、ヤナギ属

■ 多くの幼虫に加害された木は 1年～数年で枯死する。



クビアカツヤカミキリの被害を受けた桜並木
（上：栃木県栃木市、下：栃木県足利市）



被害が悪化し枯死したスモモ



スモモの中に
潜んでいた幼虫



スモモから排出された
フラス

（和歌山県かつらぎ町の被害園地）

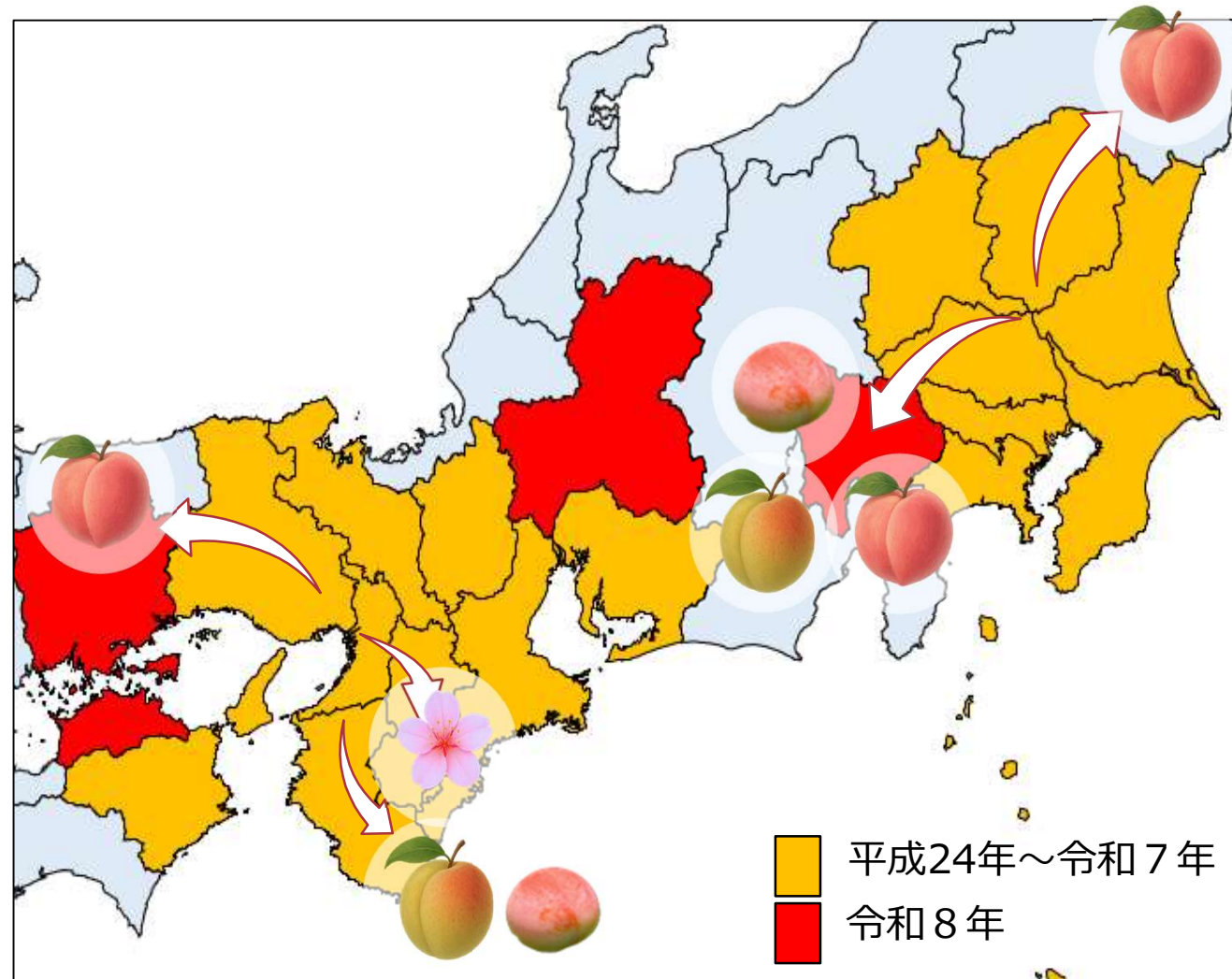
クビアカツヤカミキリによる被害拡大の懸念

■ 今後、分布が拡大すると、各地の生態系被害に加え、**奈良のサクラ**や**和歌山のウメ**、**福島や山梨、岡山のモモ**等、**主要な観光資源や農産物の産地にも甚大な被害**を及ぼすため、集中的な防除による食い止めが急務。

もも	都道府県	産出額 (作付面積)
	1 山梨県	227億円(3,300ha)
	2 福島県	168億円(1,750ha)
	3 長野県	65億円 (901ha)
	4 岡山県	58億円 (678ha)
	5 山形県	54億円 (716ha)
	全国	725億円(9,900ha)

うめ	都道府県	産出額 (作付面積)
	1 和歌山県	146億円 (5,220ha)
	2 群馬県	21億円 (830ha)
	3 神奈川県	7億円 (307ha)
	4 山梨県	7億円 (345ha)
	5 長野県	6億円 (286ha)
	全国	258億円(13,500ha)

すもも	都道府県	産出額 (作付面積)
	1 山梨県	36億円 (840ha)
	2 長野県	20億円 (319ha)
	3 山形県	14億円 (243ha)
	4 和歌山県	8億円 (251ha)
	5 福岡県	5億円 (62ha)
	全国	109億円(2,670ha)



資料：農林水産省「令和6年生産農業所得統計」「令和6年耕地及び作付面積統計」

クビアカツヤカミキリが確認されている都道府県（令和8年7月末時点）

クビアカツヤカミキリの防除

被害の段階に応じて適切な防除を行う

・樹体ネット巻き（予防）



成虫の拡散と産卵を防止

・卵の探索・除去（駆除）



UVライトにより
蛍光した卵を駆除

・幼虫の掘り取り（駆除）



千枚通しや針金を用いて
樹内の幼虫を駆除

・農薬の散布（駆除）



樹体に農薬を散布し、成虫や
幼虫を駆除

・樹幹注入（駆除） ※サクラのみ



樹木に穴をあけ、農薬を注入し
樹内の幼虫を駆除

・伐採、伐根（駆除）



フラス排出がある樹木を伐採し
樹内の幼虫及び蛹を駆除

■ 関係省庁連絡会議の開催

（環境省、農林水産省、林野庁、国土交通省、文部科学省）

被害状況や新たな知見の共有、各省庁が実施する対策の共有等を目的に、環境省、農林水産省、林野庁が事務局を務め、国土交通省、文部科学省が参画する「**外来カミキリムシ類に関する関係省庁連絡会議**」を年 1 回程度開催。
各省庁から都道府県の関係部局に対し、**地域一体となった防除の実施等に関する通知を発出**。

■ 財政支援

（農林水産省）

「**消費・安全対策交付金**」により、生産地域において、都道府県等が取り組む新たな防除体系の確立に向けた実証等を要する費用を支援。

また、「**果樹農業生産力増強総合対策**」により被害果樹の改植（被害を受けた樹体ごとの 1 本単位の改植）と改植後の幼木管理経費への支援。

（環境省）

「**特定外来生物防除等対策事業（一般会計交付金）**」及び「**自然観光資源の棄損を防ぐための外来生物対策事業（国際観光旅客税補助金）**」により、地方公共団体等が行うクビアカツヤカミキリの防除等事業を支援。

また、地方公共団体が特定外来生物の防除等対策を行う経費は、**特別交付税措置（補助・単独）の対象**。

■技術・人的支援

（農林水産省）

広域的な防除対策を推進するため、**環境省、都道府県、害虫専門家**が参画する「**クビアカツヤカミキリ防除対策強化検討会**」を設置するとともに、圏域ごとに地方部局が事務局を務める分科会を設置し、年1回開催。

令和8年3月 地方公共団体の担当者や関係機関向けに「**外来カミキリムシ総合対策マニュアル**」を公表

（環境省）

希望する地方公共団体に**専門家を派遣**し、**クビアカツヤカミキリ対策に関する助言**を行う（今年度は7自治体に派遣）。今年度から、エキスパート向け講習会も開始（今年度は2か所で実施）。

■研究への支援

（農林水産省）

令和4～7年度 産卵阻止等の防除技術の開発や、啓発活動・情報共有等の体制構築
（農研機構、森林研究・整備機構 等）

令和8年度 開発した技術を活用した総合防除体系の構築（農研機構 等）

（環境省）

令和4～6年度 早期発見・早期駆除システムの開発（森林研究・整備機構 等）

令和8年度 選択的な薬剤を用いた化学的防除技術の基盤構築（国立環境研究所 等）

クビアカツヤカミキリの確認状況

(令和8年8月時点)



	都道府県名	初確認年
1	愛知県	2012
2	埼玉県	2013
3	徳島県	2015
4	大阪府	2015
5	群馬県	2015
6	東京都	2015
7	栃木県	2016
8	和歌山県	2017
9	奈良県	2019
10	茨城県	2019

	都道府県名	初確認年
11	三重県	2019
12	神奈川県	2021
13	兵庫県	2022
14	京都府	2024
15	千葉県	2024
16	滋賀県	2025
17	岐阜県	2026
18	山梨県	2026
19	香川県	2026
20	岡山県	2026

	都道府県名	初確認年
21	長野県	2026
22	福井県	2026

○ 消費・安全対策交付金のうち
重要病害虫の特別防除等

令和 8 年度予算概算決定額 1,896百万円（前年度 1,896百万円）の内数
〔令和 7 年度補正予算額 1,296百万円の内数〕

＜対策のポイント＞
農作物に重大な被害を及ぼす重要病害虫について、発生地域における防除対策を確実に講じます。

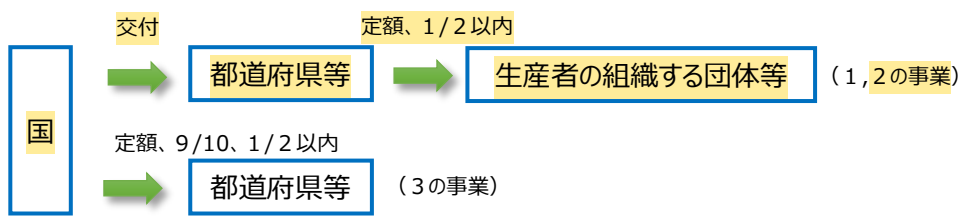
【資料 2－2】

＜事業目標＞
我が国未発生又は一部に発生している病害虫の定着・まん延防止

＜事業の内容＞

- 1. 初動防除及び緊急防除の実施
緊急防除等の対象となりうるミカンコミバエ種群等の重要病害虫の侵入が確認された場合の初動防除を支援します。また、ジャガイモシロシストセンチュウ等の重要病害虫の定着・まん延防止を図るため、植物防疫法に基づく緊急防除を実施します。
- 2. 重要病害虫の防除
クビアカツヤカミキリ等の生産地域に侵入し、まん延した場合に重大な被害が発生するおそれがある病害虫に対する調査、防除、新たな防除体系の実証等を支援します。
- 3. 移動規制病害虫の防除
国内の一部地域に発生している、カンキツグリーニング病菌について、被害の軽減や未発生地域へのまん延を防止するための防除及び根絶に向けた防除を支援します。また、アリモドキゾウムシについて、防除の結果、得られた無発生地域を維持するための防除体系の実証を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

初動防除の例
（ミカンコミバエ種群）

ミカンコミバエ種群（成虫） 誘殺板の設置の様子

重要病害虫の防除の例
（クビアカツヤカミキリ）

クビアカツヤカミキリの成虫と幼虫 拡散防止のための樹体へのネット巻き

緊急防除の例
（ジャガイモシロシストセンチュウ及びセグロウリミバエ）

幼虫：侵入ステージ トマト野生種（寄主植物でない）
ふ化を誘導 寄生植物がないため、数か月で死滅
寄生植物のふ化を促す物質を分泌

対抗植物の植栽による防除 ヘチマに寄生した幼虫 カンキツグリーニング病菌の罹病樹（カンキツ）

根絶防除及び防除体系の実証の例
（カンキツグリーニング病菌及びアリモドキゾウムシ）

重要病害虫の侵入が確認された場合に迅速に防除対策等を実施し、
定着・まん延防止を徹底

〔お問い合わせ先〕 消費・安全局植物防疫課 （03-6744-9644）



クビアカツヤカミキリの被害等の状況について

2026年8月20日
環境省中部環境局野生生物課

生物多様性条約締結から外来生物法施行までの流れ



1992年

生物多様性条約採択

日本は1993年に締結、同12月に発効
(締約国：194か国とEU・パレスチナ)

第八条 生息域内保全

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

(h) **生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること。**

1995年10月

生物多様性国家戦略 閣議決定

外来種対策は、絶滅危惧種の生息域内保全を推進するために必要な取組の一つとして位置付けられた。

2001年1月

環境省 発足

2002年3月

新・生物多様性国家戦略 閣議決定

外来種問題は、わが国の生物多様性保全上の危機の一つとして位置付けられた。

2002年4月

生物多様性条約 第6回締約国会議
(COP6)

「生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の予防、導入、影響緩和のための指針原則」採択

2002年8月

移入種問題分科会

「移入種（外来種）への対応方針について」取りまとめ

2003年3月

中央環境審議会答申「移入種対策に関する措置の在り方について」

外部からの生物の導入の問題に対し、早急に対策を実施するための法制度の整備などが必要であると指摘

2004年6月

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）公布

2005年6月

全面施行

特定外来生物による生態系等への被害の防止に関する法律

法律の目的

- 特定外来生物による**生態系**、**人の生命・身体**、**農林水産業**に係る被害の防止

特定外来生物（政令指定：162種類）

- **生態系、人の生命・身体若しくは農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物について、学識経験者から意見を聴取した上で指定。**

➤ 規制の概要

- ・ 飼養・栽培・保管・運搬（飼養等）の禁止

（大臣の許可が必要）

- ・ 許可者以外は**輸入禁止**

- ・ 許可者以外への**譲渡禁止**

- ・ 野外への**放出等の禁止**

（大臣の許可が必要）

条件付特定外来生物

（アカミミガメ、アメリカザリガニ）

販売・頒布等目的の飼養等

販売・頒布等目的の譲渡し等

輸入、放出等 のみ禁止

※規制開始は令和5年6月1日

➤ 防除の実施

- ・ 国、都道府県（共同実施の市区町村含む）は**公示して防除を実施**

- ・ 市町村、民間等は国の**確認、認定**を受けて防除

要緊急対処特定外来生物（ヒアリ類4種）

※著しく重大な被害・国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあり、発見した場合には拡散防止の措置を緊急に行う必要があるもの

- ・ 付着等の疑いのある物品や土地等の**検査**
- ・ 付着等している物品等の**移動制限、禁止命令**
- ・ 事業者がとるべき措置の**対処指針の策定**

未判定外来生物

（省令指定：52種類）

- 特定外来生物と同様の生態系等に**係る被害を及ぼすおそれがあるものである疑いがある外来生物**

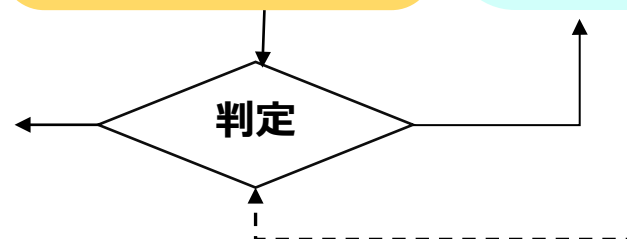
- ・ 輸入者に届出義務

- ・ 判定が終わるまでの**一定の期間、輸入を制限**

指定されない生物

規制なし

※特定外来生物等に該当しないとの確認が容易でない生物は、輸入時に**種類名証明書の添付**が必要



その他：

- ・ 国、地方公共団体、事業者、国民の**責務**
- ・ 生息調査のための**立入調査**
- ・ 許可者への**報告徴収及び立入検査**
- ・ **情報収集、国際協力、普及啓発等の規定**

特定外来生物一覧（162種類）



分類群	種 類 名
哺乳類	フクロギツネ、ハリネズミ属全種、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハリリス、フィンレイソンリス、タイリクモモンガ、トウブハイイロリス、キタリス、マスクラット、カニクイアライグマ、アライグマ、アメリカミンク、フイリマンゲース、ジャワマンゲース、シママンゲース、シカ亜科全種（アキシスジカ属、シカ属、ダマシカ属、シフゾウ）、キョン タイワンザル×ニホンザル アカゲザル×ニホンザル
鳥類	カナダガン、ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ヒゲガビチョウ、ソウシチョウ、シリアカヒヨドリ
爬虫類	カミツキガメ、アカミミガメ、ハナガメ、スウィンホーキノボリカゲ、アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、アノリス・アングスティケプス、グリーンアノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、アノリス・ホモレキス、ブラウンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マングローブヘビ、ミナミオオガシラ、ボウシオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ ハナガメ×ニホンイシガメ、ハナガメ×ミナミイシガメ、ハナガメ×クサガメ
両生類	プレーズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、ヘリグロヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル、キューバズツキガエル、コキーコヤスガエル、ジョンストンコヤスガエル、オンシツガエル、アジアジムグリガエル、ウシガエル、シロアゴガエル、アフリカヒキガエル、チュウゴクオオサンショウウオ、オオサンショウウオ属の交雑種
魚類	オオタナゴ、コウライギギ、ブラウンブルヘッド、チャネルキャットフィッシュ、フラットヘッドキャットフィッシュ、ヨーロッパナマズ、ガー科全種、カワカマス科全種、カダヤシ、ガンブスピア・ホルブローキ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ラウンドゴビー、ナイルパーチ、ホワイトパーチ、ホワイトバス、ストライプトバス、ラッフ、ヨーロピアンパーチ、パイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョ ガー科に属する主幹の交雑により生じた生物、カワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物、ホワイトバス×ストライプトバス（通称サンシャインバス等）
昆虫類	テナガコガネ属全種、クモテナガコガネ属全種、ヒメテナガコガネ属全種、セイヨウオオマルハナバチ、ツマアカスズメバチ、ハヤトゲフシアリ、アルゼンチンアリ、ヒアリ類4種群、コカミアリ、マルバネクワガタ属10種（アングラートウスマルバネクワガタ等）、 クビアカツヤカミキリ 、ツヤハダゴマダラカミキリ、サビイロクワカミキリ、アカボシゴマダラ
無脊椎動物	キョクトウサソリ科全種、ジョウゴグモ科のうち2属全種、イトグモ属のうち3種、ゴケグモ属全種、ディケログンマルス・ヴィルロスス、ザリガニ類4科、モクスガニ属全種、カワヒバリガイ属全種、クワガガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ、ニューギニアヤリガタリクウズムシ
植物	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ボタンウキクサ、アゾルラ・クリスタタ、オオキンケイギク、ミズヒマワリ、ツルヒヨドリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、エフクレタヌキモ等3種、ナガエモウセンゴケ、オオフサモ、ルドウィギア・グランディフロラ（オオバナミズキンバイ等）、ビーチグラス、スパルティナ属全種、オオカワヂシャ

各主体による防除の円滑化

責務規定の新設

【第2条関係】第2条の2から第2条の5まで

国の責務：

- ・総合的な施策の策定及び実施
- ・地方公共団体の施策の支援、事業者、国民又は民間団体の活動促進

- ・**未定着又は局地的に分布する**
特定外来生物の被害・まん延防止
- ・**生物多様性の確保上重要な**
地域での生態系被害防止

都道府県の責務

- ・被害の発生状況等の実情に応じ
た、我が国に**定着した特定外来**
生物の被害防止

市町村の責務

- ・被害の発生状況等の実情に応じ
た、我が国に**定着した特定外来**
生物の被害防止に**努める**

事業者及び国民の責務

- ・外来生物に関する知識と理解を深め、適切に取り扱うように努める
- ・国及び地方公共団体の施策に協力する
- ・物品の輸入、輸送又は保管を請け負わせる者は、請け負った者が外来生物法を遵守できるよう配慮

国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他関係者は、相互に連携協力に努める

防除規定の見直し

【第2条関係】第3章

◆ 都道府県による防除

- 必要があると認めるときは、単独で又は共同して、防除を行うものとする
- 防除を行うときは、**国の確認手続を不要に（独自に防除の内容等を公示することにより外来生物法に基づく防除として実施可能）**

※都道府県から環境省へ通知/環境省ウェブサイトに一元的に掲載/当該ページに都道府県ウェブサイトからリンクを張ること等をもって都道府県による公示とすることを想定（必ずしも各都道府県で公報等に掲載いただく必要がないように省令で規定予定）

◆ 市町村による防除

- 従前どおり確認手続が必要。ただし、**都道府県と共同でその防除の一部を行う場合、都道府県の公示において市町村名を明示すれば、個別の確認手続は不要に。**

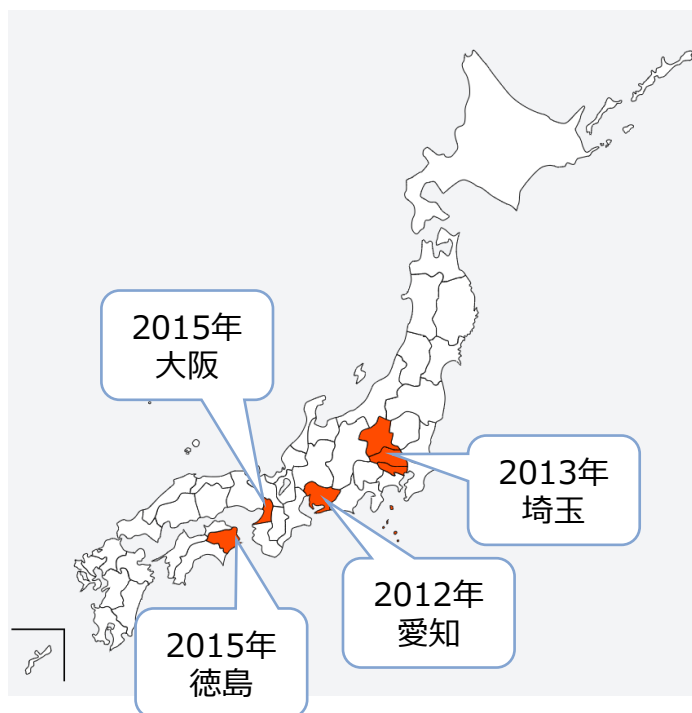
※改正法の施行前に確認を受けた防除については、その期間内であれば、改正法施行後も経過措置として確認は有効（改めて都道府県が公示し直したり、市町村が確認を受け直す必要はない。施行前に国が公示した防除、地方公共団体以外の者で国の認定を受けた防除も同様。）

クビアカツヤカミキリとは



クビアカツヤカミキリ（コウチュウ目カミキリムシ科）

- 原産地：中国、朝鮮半島、モンゴル、ベトナム 等
- 体長：2～4 cm（成虫）
- 外来生物法に基づく特定外来生物（2018年指定）
- 2012年の初確認から10年強で22都府県に分布が拡大。発生市町村数は、毎年1.3倍のペースで増え続けている。

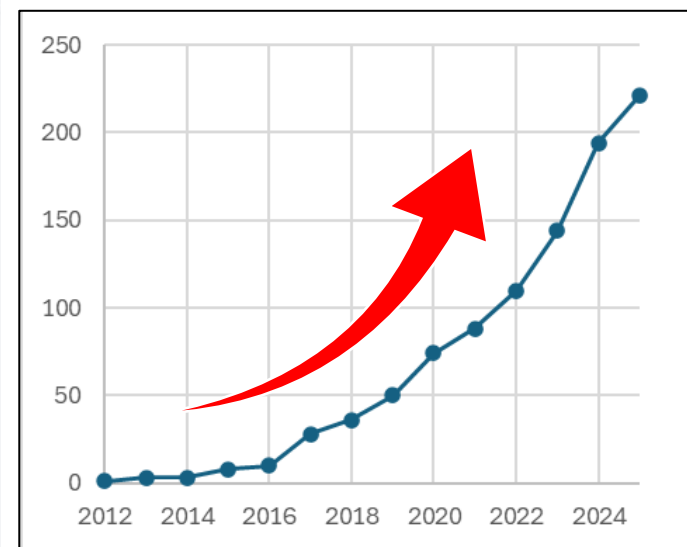


2015年 6都府県



2026年8月現在 22都府県

クビアカツヤカミキリが確認されている都府県



クビアカツヤカミキリの発生市町村数

※自治体HPや自治体への聞き取りによる集計

クビアカツヤカミキリによる被害

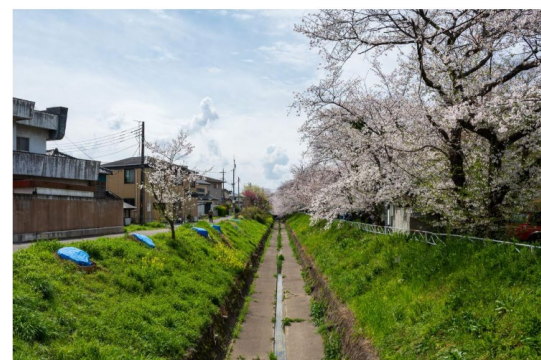
■ クビアカツヤカミキリによる被害を受ける樹種 → バラ科の樹木

サクラの仲間：サクラ類（ソメイヨシノほか栽培品種を含む。）、サクランボ（おうとう）

モモの仲間：モモ（ハナモモを含む。）、ネクタリン、アーモンド

スモモの仲間：スモモ、ウメ、アンズ、プルーン

■ 多くの幼虫に加害された木は 1年～数年で枯死する。群馬県だけで約14,000本の樹木が被害を受けている。



クビアカツヤカミキリの被害を受けた桜並木
（上：栃木県栃木市、下：栃木県足利市）



枯死したモモ



枯死したモモの中に
潜んでいた幼虫



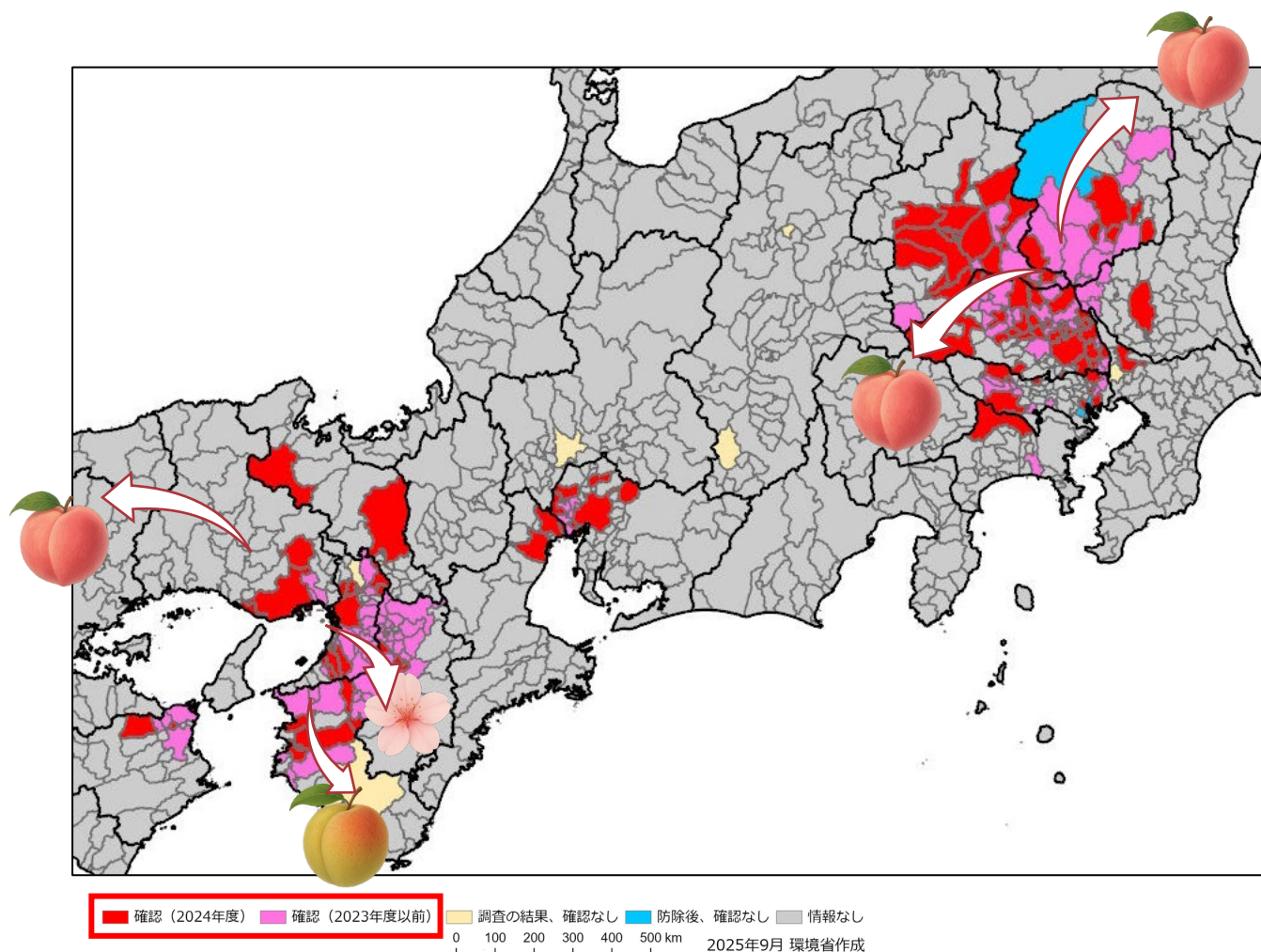
（左）食害によって
枯死したモモ（果樹
園）

（右）食害によって
枯死したサクラ（公
園等）

△栃木県資料より抜粋

クビアカツヤカミキリによる被害拡大の懸念

- 今後、分布が拡大すると、各地の生態系被害に加え、吉野山のサクラや和歌山のウメ、福島や山梨、岡山のモモ等、主要な観光資源や農産物の産地にも甚大な被害を及ぼすため、集中的な防除による食い止めが急務

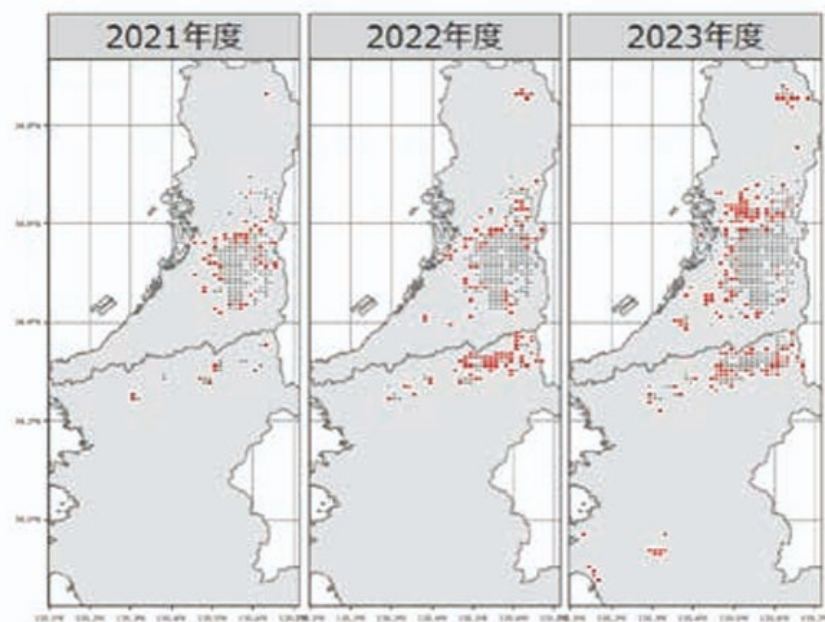


クビアカツヤカミキリが確認されている市町村 (2024年)

クビアカツヤカミキリの分布の拡大

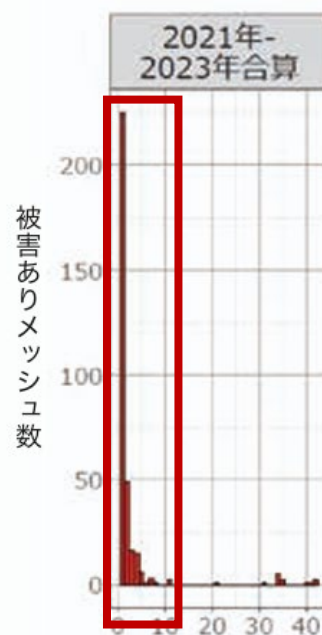
- **新規被害地域の97%は、前年度の被害地から3km圏内。**
→既被害地から3km圏内で、重点的な見回りが重要。
- **一方、30～40km程度離れた場所への長距離拡散もある。**
→観光資源のある市町村内に入ってから対策しても遅く、**日本の桜や梅を総体と捉えて防除を行い、日本全体で根絶させる必要がある。**

被害発生状況



■ 既被害地域
■ 新規被害地域

前年度の被害地
からの距離(km)



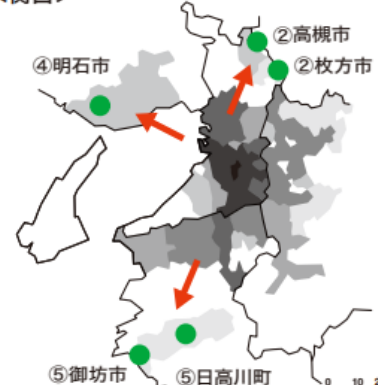
97%が3km以内

<関東>



★関東北部や東京西部とは遺伝的に異なる系統が侵入

<関西>



関東・関西における長距離拡散の事例
(灰色：既被害地域、赤矢印：長距離拡散)

出典：クビアカツヤカミキリ対策のポイント-分布拡大をどう防ぐか
(国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所)

クビアカツヤカミキリの防除方法

侵入予防

巡視
(卵・フラスや成虫の探査)



▲ フラス

駆除



幼虫の掘取り・捕殺

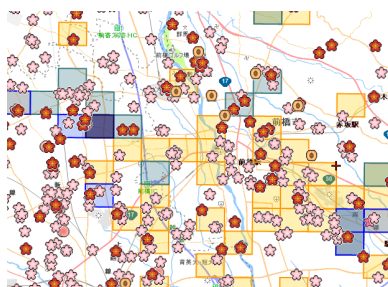
伐倒・処分



被害木の伐倒・伐根
(伐倒後の焼却・破碎処理等)

改植

若木や被害を受けにくい
樹種への改植



被害木の把握、
マップの作成
(出典：ぐんまクビアカ
マップ)



樹幹へのネット巻き
(メス成虫による産卵防止、
成虫の拡散防止)



薬剤の樹幹注入・散布等

※フラス及び対策の画像の出典：
クビアカツヤカミキリコンソーシアム(2022)「クビアカツヤカミキリ
の防除法」
国立研究開発法人森林研究・整備機
構森林総合研究所, 28pp.

クビアカツヤカミキリの防除方法

← → ↺ 🏠 https://www.env.go.jp/nature/gairai/info_kubiaka.html 🔍 ☆ ☆ 👤 ⋮ 🌈 チャツ

環境省
Ministry of the Environment

本文へ English キーワード検索 🔍 検索 ヘルプ

ホーム 環境省について 政策 法令 報道・広報 白書・統計 申請・手続き

クビアカツヤカミキリの関連情報のリンク集

ホーム > 政策 > 政策分野一覧 > 自然環境・生物多様性 > 生物多様性 > クビアカツヤカミキリの関連情報のリンク集

基礎情報 同定マニュアル 防除マニュアル 財政支援 普及啓発 その他

※本ページは、関係者が連携して取り組んでいるクビアカツヤカミキリの対策について、情報の一元化を図るに、関係するWEBサイトを整理したものです。

クビアカツヤカミキリ (*Aromia bungii*) は中国、韓国、台湾、ベトナム等の東アジア産のカミキリ目シロカミキリ科の外来昆虫で、材木を主に害するとして知られています。日本では、平成24年に愛知県のサクラで初めて本種が発見されて以降、広がっています。また、本種は、平成30年1月に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、原則として生きたままの移動は禁止されています。環境省では、関係機関と協力の下、本種のまん延・被害の防止に向けた取組を実施しています。

基礎情報 | クビアカツヤカミキリについて知りたい

生態、分布、影響等基本的な情報はこちらをご覧ください。

・クビアカツヤカミキリとは (国立環境研究所 侵入生物データベース)



同定マニュアル | 見分け方について知りたい

・特定外来生物同定マニュアル (P5参照)

防除マニュアル等 | 被害対策の技術を知りたい

・クビアカツヤカミキリの防除法 (国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所)
果樹生産者、緑地管理者、普及関係者、自治体担当者等、多くの方々にご活用いただけるような全般的な防除マニュアルになります。

・クビアカツヤカミキリ対策のポイント-分布拡大をどう防ぐか (国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所)
自治体等が対策を計画・実施する際に特に重要なポイントをまとめたものになります。

その他自治体等が策定した防除マニュアルについても公表しています。

・防除に関する手引き (防除マニュアル)

財政支援 | 被害対策に活用できる事業について知りたい

4 まとめ

— 効率的に分布拡大を抑制するために —



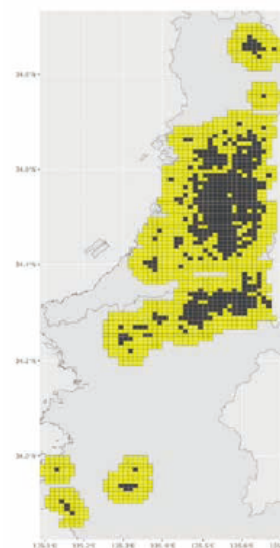
1kmメッシュ地図などで現在の分布と侵入ハイスリスク地(現在の分布から3km以内)を可視化して周知し、侵入ハイスリスク地でモニタリングを行い、新たな被害地を早期に見つけて駆除する。長距離拡散について、現在の分布から離れた地域でも、市民等に啓発を行って被害を発見する目を増やし、早期発見につなげる。

クビアカツヤカミキリの分布拡大を抑制するには、分布の最前線と新たに被害が発生した地点をできるだけ早く発見し、駆除を行うことが不可欠です。そのためには、現在の被害地の分布を取りまとめ、翌年に被害が新たに発生する可能性の高い3km以内の場所を可視化して、被害のモニタリングを行うことが重要です。その際に②で示した被害が発生しやすい特徴をもつ地点をあらかじめ把握しておき、徹底したモニタリングを行うと効率的です。

また、被害が新たに発見された際にどのように対応するのか事前に決めておく、発見後にできるだけ早く駆除できる体制をつくることも大切です。具体的な防除法や被害木の発見方法などについては③に示した関連資料を参考してください。

長距離拡散については、人為的な移動リスクを減少させることはできても、未然にすべてを防ぐことは困難だと考えられることから、やはり早期発見・早期駆除が重要になります。しかし、長距離拡散については現在の分布から少なくとも40kmは警戒が必要であり、そのような広範囲でモニタリングを行うことは現実的ではありません。④で挙げた5つの長距離拡散事例のうち4例で、被害の最初の発見者は市民や樹木医でした。このことから、現在のクビアカツヤカミキリの分布から離れた地域でも市民や樹木医に積極的に啓発を行うことにより、被害を見つける目を増やすことが早期発見につながると考えられます。

大阪府・和歌山県の2023年の分布
2024年の侵入ハイスリスク地



クビアカツヤカミキリの防除方法

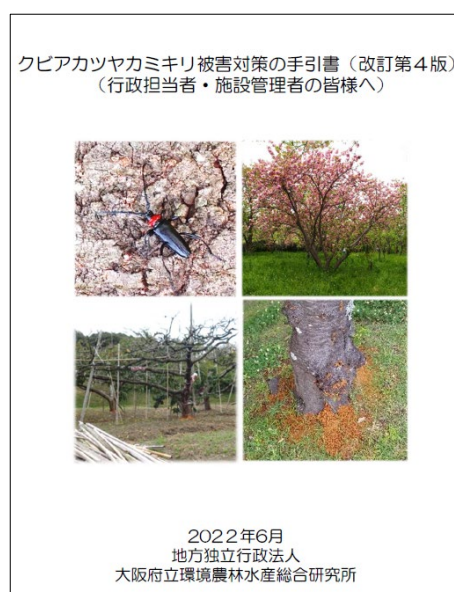
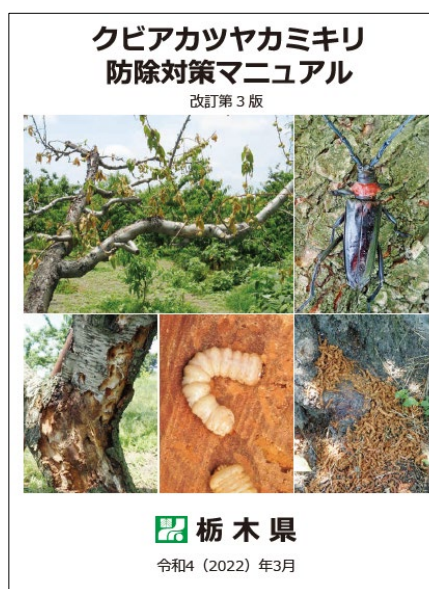
日本の果樹と樹木を守る 外来カミキリムシ総合対策マニュアル



ver. 1.0

イノベ事業 04015C1 コンソーシアム

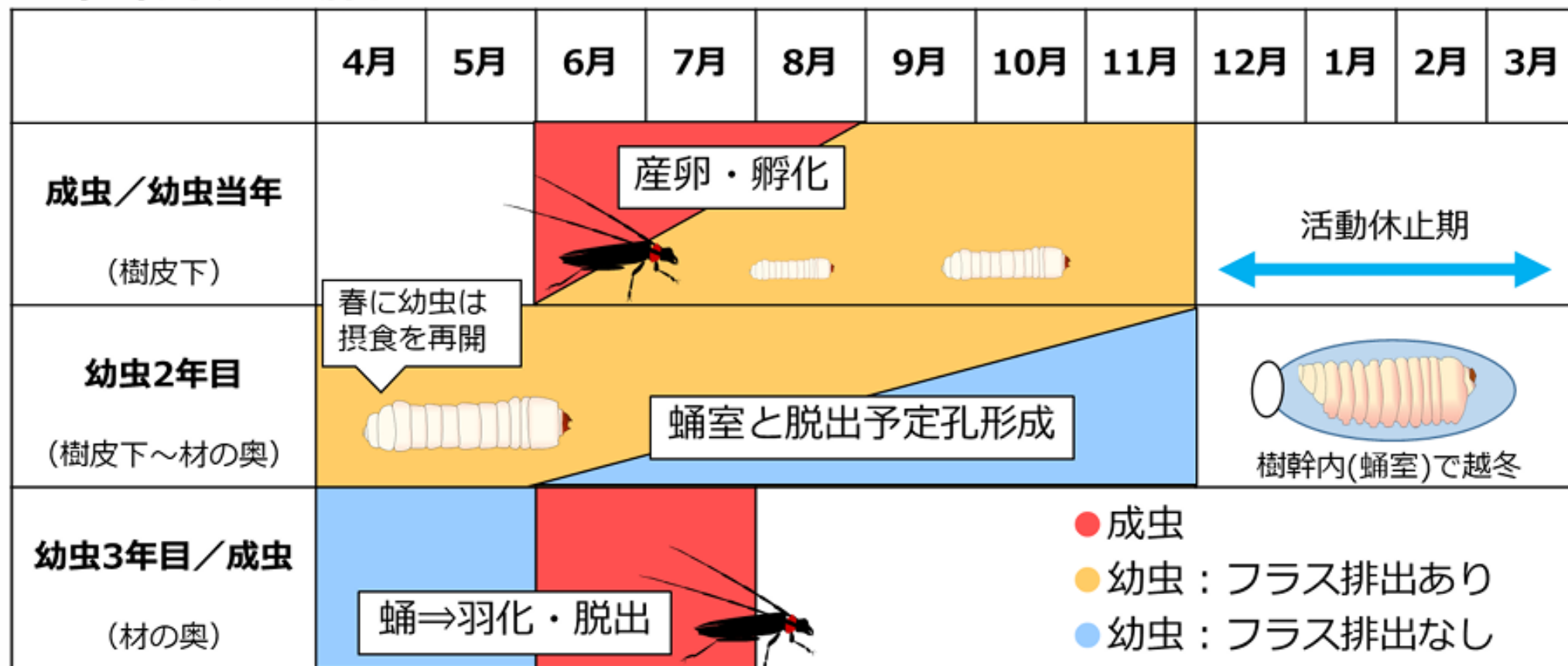
2026年3月



クビアカツヤカミキリの生活環

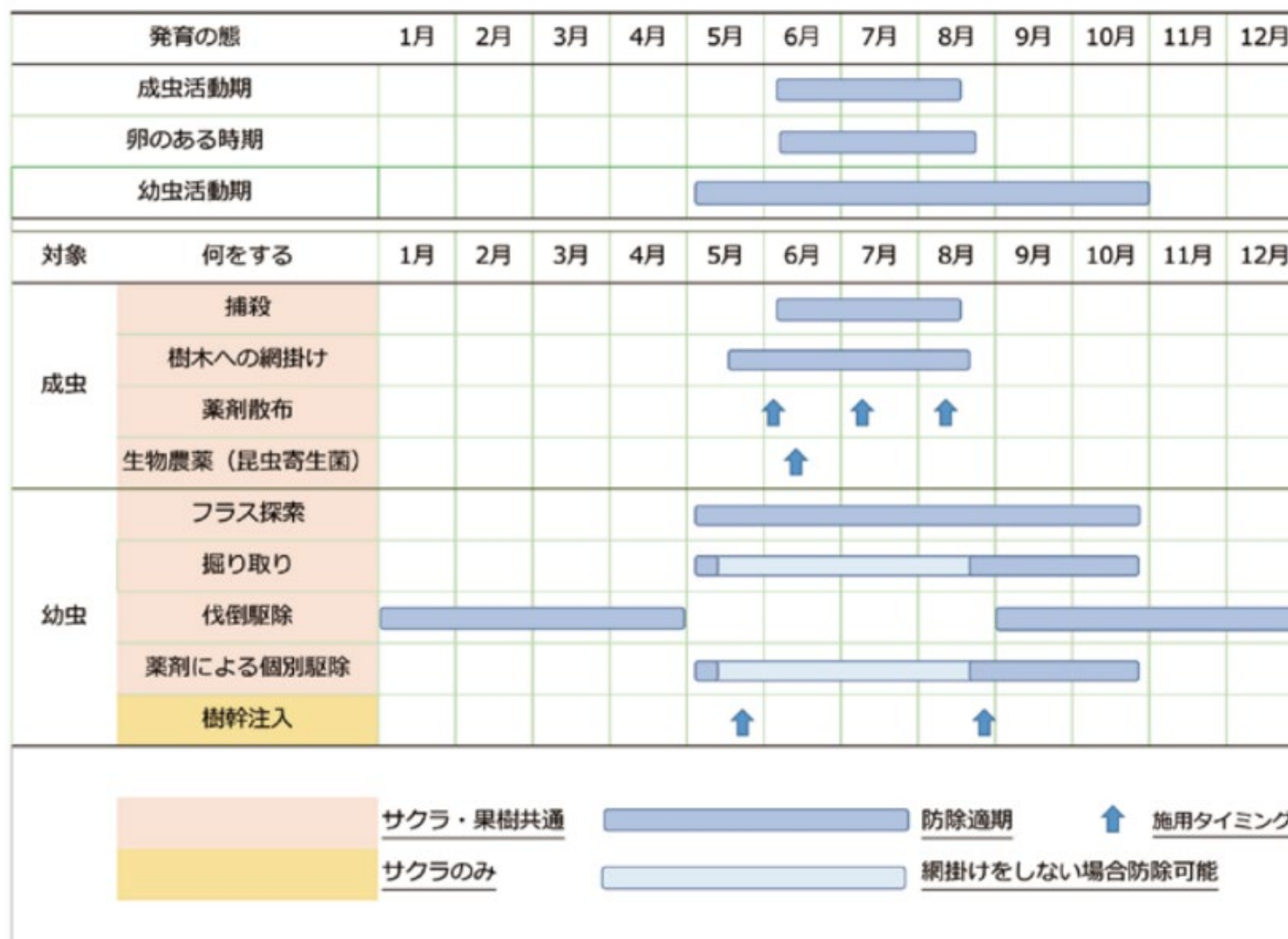
- 幼虫は2年程度樹木の中で過ごし、春～夏頃に羽化する。

2年1化想定の場合



クビアカツヤカミキリの防除スケジュール

- 成虫活動期は6～8月、幼虫活動期は5月～10月。フラス探索や薬剤による駆除はこの時期に実施。
- 伐倒は、成虫の非活動期に実施。



早期の対策の重要性

早い段階で対応するほど目標達成までの期間は短くなり、保全対象への影響を少なく抑えることができる

定着段階が進むにつれ根絶までの期間は長期化し、防除コストも膨らむ



定着段階	未定着	定着初期	分布拡大期	まん延期
防除目標	★ 侵入防止	★ 拡散の防止 ★ 国内根絶	★ 拡散の防止 ★ 地域根絶・被害の低減	★ 保護地域等での地域根絶・被害の低減
	大目標：生物多様性の保全等 在来種及び在来生態系の保全・復元			
必要な行動	■ 監視 ■ 情報収集	■ 早期発見・早期対応 ■ 狭い範囲における早期の集中的な防除	■ 地域連携による拡散の防止 ■ 分布拡大地域における早期防除	■ 重要地域における監視・被害防除対策・集中的な防除

外来種被害防止行動計画 第2版
～ネイチャーポジティブの実現に向けた外来種対策の実践～
(令和7年3月28日 環境省、農林水産省、国土交通省)

クビアカツヤカミキリ対策に関する環境省の取組



■ 関係省庁連絡会議の開催

被害状況や新たな知見の共有、各省庁が実施する対策の共有等を目的に、「**外来カミキリムシ類に関する関係省庁連絡会議**」を年1回程度開催。

環境省、農林水産省、林野庁が事務局を務め、**国土交通省、文部科学省**が参画。

各省から都道府県の関係部局に対し、**地域一体となった防除の実施等に関する通知を発出**。

■ 財政的支援

「**特定外来生物防除等対策事業**」（一般会計交付金）及び「**自然観光資源の棄損を防ぐための外来生物対策事業**」（国際観光旅客税補助金）により、地方公共団体等が行うクビアカツヤカミキリ防除等事業を支援。なお、**農林水産被害対策は、農林水産省の交付金により支援**。

■ 研究への支援

環境研究総合推進費において、**クビアカツヤカミキリに関する研究を支援**。

- ・令和4～6年度 早期発見・早期駆除システムの開発（森林研究・整備機構 等）
- ・令和8～10年度 選択的な薬剤を用いた化学的防除技術の基盤構築（国立環境研究所 等）

外来カミキリムシ類交付金等 逆引き辞典



外来カミキリムシ類交付金等 逆引き辞典
(令和8年度版)

令和8年6月
外来カミキリムシ類
関係省庁連絡会議事務局

No	省庁名	交付金・補助金等名
1	農林水産省	消費・安全対策交付金のうち重要病害虫の特別防除等
2	農林水産省	果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業
3	農林水産省	多面的機能支払交付金
4	環境省	特定外来生物防除等対策事業（交付金）
5	環境省	自然観光資源の棄損を防ぐための外来生物対策事業（国際観光旅客税補助金）
6	林野庁	林業・木材産業循環成長対策交付金のうち森林資源保全対策
7	林野庁	森林病害虫等被害対策事業

<https://www.env.go.jp/content/000317805.pdf>

地方公共団体が実施する外来生物対策への支援（特定外来生物防除等対策事業）



【令和8年度当初予算
【令和7年度補正予算

100百万円（100百万円）】環境省
600百万円】

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除等を支援します。

1. 事業目的

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定、外来種リスト等の策定に向けた調査・検討等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。

2. 事業内容

令和4年5月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部改正法が成立し、令和5年4月に施行された。これにより、都道府県は、我が国に定着した特定外来生物の被害防止措置を講ずることが、市町村はそれに努めることが責務となった。加えて、同法に基づき、国は地方公共団体における施策の支援に必要な措置を講ずることが責務となった。

同法に基づくこれらの責務規定を踏まえ、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援を行う。

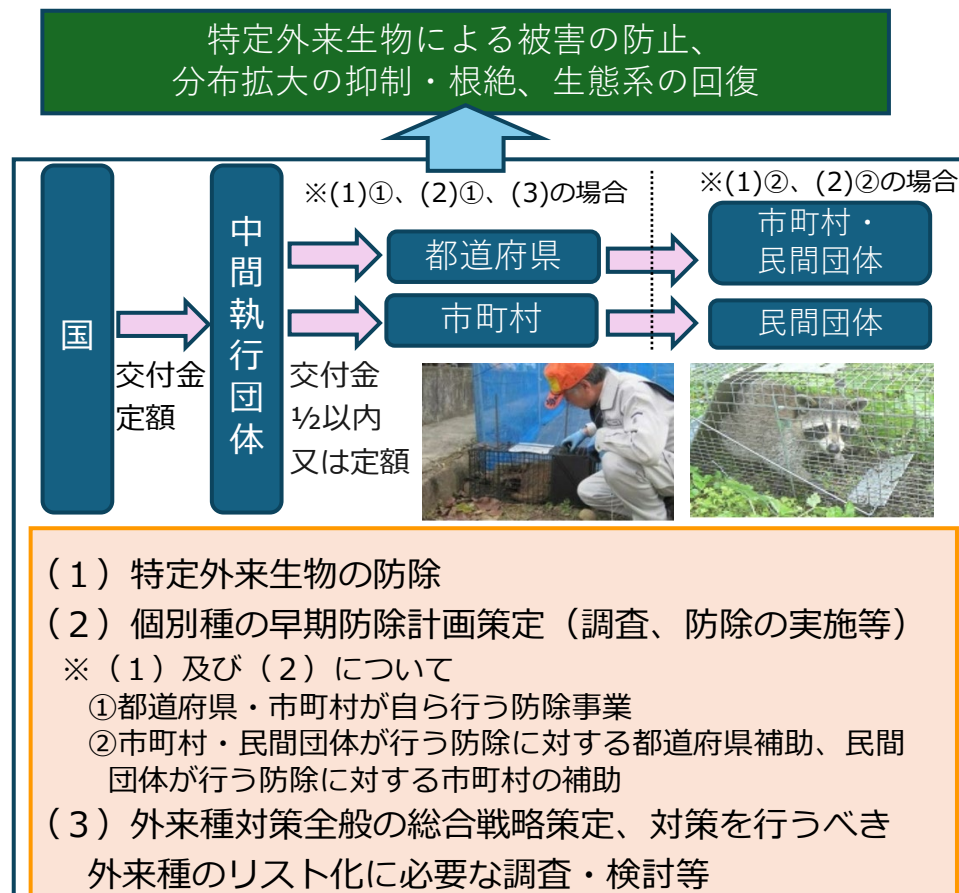
- （1）特定外来生物防除事業（交付率1/2以内）
- （2）特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、250万円※）
- （3）外来種対策戦略検討等事業（定額、250万円※）

※ただし、定額を超える事業費分は1/2以内。

3. 事業スキーム

■事業形態	交付金（交付率は1/2以内又は定額）
■交付対象	地方公共団体（中間執行団体を經由）
■実施期間	令和5年度～

4. 事業イメージ



【事業内容】

○地域の自然観光資源を棄損し、観光地としての魅力を喪失させるおそれのある特定外来生物のうち、各地の桜や梅の名所に被害を生じさせるクビアカツヤカミキリについて、**防除等を集中的に支援**する。

- ・ 想定される対策：樹幹へのネット巻き、薬剤の樹幹注入、薬剤の散布、被害木の伐採、巡視、普及啓発 等

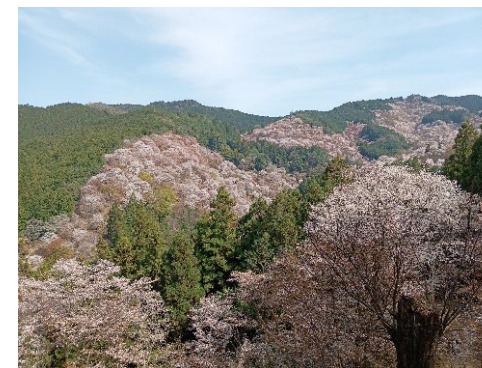
○専門家の派遣や直轄施設等における防除を行い、効果的かつ迅速な対策実施を図る。

【事業実施スキーム】

- ・ 事業形態：直轄事業及び間接補助事業（補助率 1/2）
- ・ 請負先 or 補助対象：国→民間事業者→都道府県、市町村、DMO
- ・ 事業期間：令和8年度～

【事業イメージ】

クビアカツヤカミキリ対策



桜や梅の観光地の魅力の維持・向上

特定外来生物の防除等の対策に係る特別交付税措置について

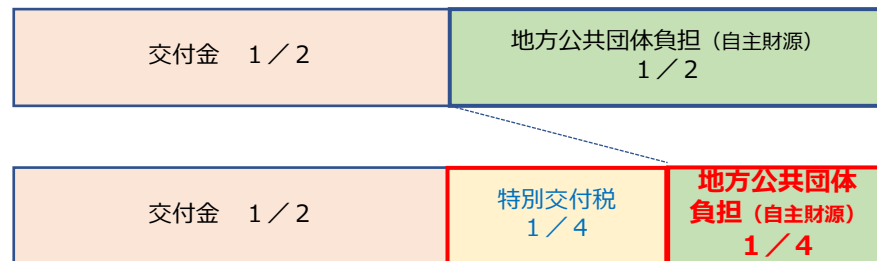
令和5年度から**特定外来生物の防除等対策事業が特別交付税措置の対象となり、
地方公共団体の自己負担が実質、最大で1/4又は7/10に軽減**されています。

- 従来の交付金より予算規模・メニューを拡充した「特定外来生物防除等対策事業（交付金）」を創設し、地方公共団体が行う事業費の1/2以内又は定額で支援を行います。
- 新たに、地方財政措置として地方公共団体が特定外来生物（※）の防除等対策に要する経費について、以下のとおり**特別交付税措置の対象**となり、地方公共団体の自己負担が軽減されます。

<特別交付税措置の内容>

- ①環境省の交付金を受けて実施する事業について、地方公共団体負担分（裏負担分）の5/10
⇒ **地方公共団体の自己負担 実質 1/4**
(※交付金が最大限交付された場合)
- ②地方公共団体が単独で（環境省の交付金を受けずに）実施する事業について、その事業費の3/10
⇒ **地方公共団体の自己負担 実質 7/10**

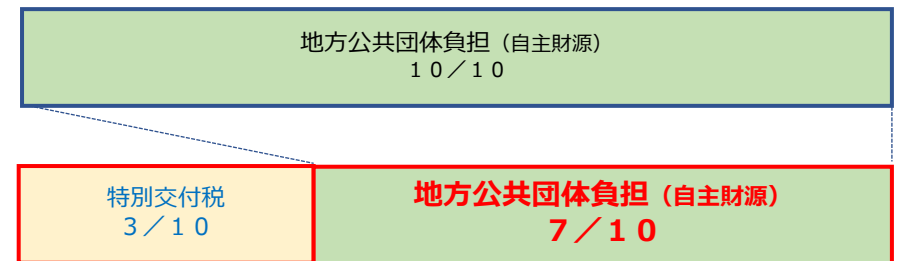
★事業費のうち1/2の範囲で環境省の交付金を受けて事業を実施する場合
（交付金が最大限交付された場合）



これまで

令和5年度から

★単独で（環境省の交付金を受けずに）事業を実施する場合



専門家派遣事業について

1. 事業の流れ(毎年度共通)

① マッチングまで



② マッチング後

地方公共団体と専門家が一体となって事業展開
(環境省職員等も同行します。)

▼ 事業活用の例

・現地調査・防除に関する助言



・防除関係者向け説明会



2. 令和8年度事業について(予定)

(1) クビアカツヤカミキリ防除のための専門家派遣

- ・専門家派遣の目安は1回程度。各回1泊2日程度。
- ・専門家と現地を見て回りながら、どのような対策をすべきか、アドバイスをもらいます。

(2) クビアカツヤカミキリ防除のためのエキスパート研修会

- ・研修の対象者は樹木医等を想定し、より実践的な防除方法について専門家より講義をしてもらいます。

(3) クビアカツヤカミキリ以外の特定外来生物防除のための専門家派遣

- ・専門家派遣の目安は1回程度。各回1泊2日又は2泊3日。
- ・現地視察や自治体職員向け講習会の開催、市民向けシンポジウム開催等を想定しています。

✓ 専門家の旅費及び謝金は環境省が負担します。地方公共団体の皆様には、環境省請負業者とともに派遣報告書の作成、アンケート調査にご協力いただきます。

クビアカツヤカミキリ対策に係るボランティア等の活用事例について

- クビアカツヤカミキリ対策のためには、定期的な巡視や駆除作業等が必要であり、自治体職員や請負事業者のみでは対応が難しい場合がある。
- そのため、一部の自治体ではボランティア等を活用し、市民参加型の取組を実施している。

<主な活用事例>

● 栃木県足利市

- ・ ボランティアによる「クビアカみつけ隊」を組織。（令和7年度隊員数**570名**）
- ・ 隊員は主に成虫発生時期の6月～8月に成虫の探索と捕殺を実施し、成虫捕殺数を市に報告。
- ・ 市は「みつけ隊通信」の発行等を実施し、隊員間の情報共有を支援。

● 兵庫県

- ・ ボランティアによる「Hyogoクビアカツヤカミキリ見張り隊」を組織。
- ・ 応募者は県が実施する講習会の受講後に隊員となり、成虫やフラス発見時の通報を実施。
- ・ 令和8年1月の初回募集には**31名**が応募。



- クビアカツヤカミキリはこれまで、気が付いたときには広がっている状況がしばしば。被害の初期から丁寧に防除をすると、その土地のウメ・モモやサクラを守れる。
- 3 kmの範囲では特に重点的に見回り等を行い、被害木を早期に発見できるよう注力する。
- 新たな被害木が発生することを想定してあらかじめ防除体制を準備しておく。
- クビアカツヤカミキリの被害木の見分け方や正しい処分方法、移動のリスクについて啓発を行う。
- 現在の分布から離れた地域でも、啓発を行って発見する目を増やし、早期発見につなげる。

今後の対応について

1 緊急現地調査の実施方針

【実施期間】 8月24日（月）～9月4日（金）（予定）

（1）県農林部および自然環境課による調査

ウメ、サクラについてフラスの発生の有無について目視調査

- ・ウメ農地（果樹園地）全生産園地：農林部対応

（JA生産部会等を通じ、生産者に調査を依頼し、JA、農林総合事務所・嶺南振興局が支援を実施予定）

- ・非農地（サクラ）は既知の被害場所から半径3kmの範囲：自然環境課が中心になり対応

（おおい町本郷地区の通報のあった地点から半径3kmの範囲含）

（2）県関係機関、市町、団体の協力による情報提供（任意協力）（資料5）

- ・県自然環境課から、サクラを対象に、県や市町の街路樹・公園樹木管理部局、各種団体等に対し、任意の調査協力を依頼

2 専用HPの開設（資料6、資料7）

- ・県ホームページにおいて、クビアカツヤカミキリ成虫や痕跡の特徴、発見時の対応と連絡先等を集約したHPを開設

3 県民等への協力要請、注意喚起

- ・発見時のオンライン通報（情報提供フォーム）の設置（資料8-1）
- ・SNS等による注意喚起（資料8-2）
- ・農業者等・関係機関への特殊報の送付（資料9）
- ・今後も様々な媒体を活用して注意喚起・協力要請を実施

※調査結果の報告およびクビアカツヤカミキリの対策について共有予定

【依頼文送付先の案】

各市町 街路樹・公園管理担当課
各市町 環境行政担当課
県営都市公園 所管・管理部局
県道路保全課
各土木事務所 街路樹管理担当課
各地域のさくら保存会 等

福井県エネルギー環境部自然環境課長

県内でのクビアカツヤカミキリの情報提供について（依頼）

日頃から自然環境行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和8年8月18日、おおい町において特定外来生物であるクビアカツヤカミキリが初めて確認されました。クビアカツヤカミキリは、サクラ、ウメ、モモなどの樹木に深刻な被害を与える外来昆虫で、被害を受けた樹木は衰弱・枯死し、枝の落下や倒木による人身事故の発生につながるほか、農業被害や景観、生態系への影響も懸念されています。

また、本種は一度定着すると被害が急速に拡大する可能性があり、分布拡大を防ぐためには、被害の早期発見と迅速な対応が重要となっています。

このたび、至急、県内の生息分布状況を把握するため、別添の様式によりサクラの根本にあるフラス※の有無について、可能な範囲で点検の上、報告の御協力をお願いします。

実施いただけた場合 〆切 令和8年9月4日(金)
(実施できなかった場合は報告不要)

※フラスとは、サクラやウメの樹木の幹や根元に、木くずと幼虫の排せつ物が混ざったもの。フラスが排出されている場合は、本種による被害が疑われます。

(参考) 福井県自然環境課ホームページ

「福井県内でクビアカツヤカミキリが初確認されました」（8月19日公開）

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shizen/gairaiseibutu/firstkubiaka.html>

福井県エネルギー環境部自然環境課
自然環境保全グループ 大宮・小林・近藤
TEL：0776-20-0306
FAX：0776-20-0635

(案)

クビアカツヤカミキリ フラス調査報告 様式(※切 9 月 4 日)

【報告先】福井県エネルギー環境部自然環境課 (担当:大宮・小林・近藤)

電 話: 0776-20-0306 FAX:0776-20-0635

Email: shizen@pref.fukui.lg.jp

調 査 日	2 0 2 6 年 月 日
調 査 者 ・ 報 告 者	(所 属) (氏 名) (連絡先) 電話 : メールアドレス :
調査場所 (任 意)	(住 所) ※可能な範囲で植栽されている多くのサクラ等が林立している場合は、20 本程度をご確認ください。
樹 種	サクラ・その他 ()
確認本数	_____本
フラスの有無	有 ・ 無
フラス確認 位置・状況	フラス有の場合は、緯度経度または地図を添付
備 考	

フラス有りの場合は、写真添付(必須)

--

福井県内でクビアカツヤカミキリが初確認されました

最終更新日 2026年8月19日 | ページID 064716



発見の経緯

令和8年8月12日（水）

・一般の方から県自然環境課に対し、おおい町内でクビアカツヤカミキリのフラス（木くずと糞の混合物）らしきものが見られると情報提供あり。翌13日に写真の提供あり。

令和8年8月17日（月）

・県にて現地（被害木および周辺樹木）確認し、報告のあった場所の樹木のほか、周辺地域のサクラの木 計9本にてフラスを確認。



現地確認で見られたフラス



現地確認で見られた被害樹木

令和8年8月18日（火）

・県にて周辺の梅畑を再調査したところ、成虫（オス1個体）を発見。



現地確認で見られた成虫（オス）

対応状況

令和8年8月18日（火）

・福井県内での特定外来生物クビアカツヤカミキリの初確認について報道発表。

令和8年8月20日（木）

・第1回庁内会議の開催

令和8年8月24日（月）以降

・緊急現地調査を実施（予定）

クビアカツヤカミキリの特徴

大きさ：25～40mm（成虫）

成虫の見える時期：6月頃～8月

幼虫の痕跡（フラス）が多く見られる時期：4～11月頃

成虫の体色：全体的にツヤのある黒い色で、クビ（胸部）が赤い。

被害：サクラ・モモ・ウメなどバラ科の樹木に被害を及ぼす。幼虫は樹木内で成長し、内部を食い荒らすことにより、樹木を衰弱、枯死させるおそれがある。



（出典元：環境省）

樹木から本ページ上部の写真のような形のフラス（糞と木くずが混ざったもの）が出ている場合、樹木内にクビアカツヤカミキリの幼虫がいる可能性がある。

クビアカツヤカミキリを見つけたときは

・クビアカツヤカミキリの成虫や幼虫、または同種による被害樹木やフラスを見つけた場合は（１）または（２）の方法により情報共有をお願いします。

（１）発見報告フォーム

下記URLからフォームにアクセスし、必要事項を入力いただき、情報提供をお願いします。

<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=nnS7cubx>



（←報告フォームの二次元コード）

（２）電話

下記へご連絡いただき、情報提供をお願いします。

○農地（果樹園等）の場合

部署名	TEL/FAX	管轄区域
福井農林総合事務所 農業経営支援部	0776-21-8207/0776-27-7269	福井市・永平寺町
坂井農林総合事務所 農業経営支援部	0776-84-8043/0776-81-2769	あわら市・坂井市
奥越農林総合事務所 農業経営支援部	0779-65-1282/0779-65-8196	大野市・勝山市
丹南農林総合事務所 農業経営支援部	0778-23-4534/0778-22-4862	越前市・鯖江市・池田町・南越前町・越前町
嶺南振興局 二州農林部	0770-22-5027/0770-23-8639	敦賀市・美浜町・若狭町（旧三方町）
嶺南振興局 農業経営支援部	0770-56-5901/0770-56-3296	小浜市・高浜町・おおい町・若狭町（旧上中町）

○農地以外（街路樹等）の場合

部署名	TEL/FAX	管轄区域
福井県エネルギー環境部自然環境課	0776-20-0306/0776-20-0635	県内全域

・提供いただきたい情報：発見日時、発見場所、成虫・幼虫・フラス等の別、発見個体数、被害樹木の種類と状況、写真（※）など

（※個体・被害樹木の明瞭な写真や、実際の個体（駆除済）があると、種の判別がしやすくなります。）

＜成虫・幼虫を見つけた場合＞

・被害拡大防止のため、殺虫剤や踏みつけなどで駆除してください。

※クビアカツヤカミキリは特定外来生物に指定されているため、飼育・保管・運搬・野外への放出等が禁止されています。見つけた場合も生きた個体の移動等は行わず、その場で駆除してください。



クビアカツヤカミキリシチラシ（福井県）

クビアカツヤカミキリは、 特定外来生物に指定されています。

- 特定外来生物は、飼養（飼育）・保管、輸入、販売、譲り渡し、野外へ放つことが禁止されています。
- 外来生物法に違反すると、個人の場合は最大で300万円の罰金もしくは3年間の懲役、法人の場合は最大で1億円の罰金が科されます。

成虫の特徴

全体的に光沢のある黒色で、胸部（クビの部分）が赤い



体長

2.5～4cm

頭からお尻までの長さ（触覚は含まず）

写真：環境省提供

幼虫は樹木の内部で、2～3年かけて成長し、さなぎになります。



幼虫が入り込んだ樹木からは、うどん状のフラス（幼虫のフンと木くずが混ざったもの）が排出されるため、目印となります。幼虫の成長が進むと、さらに大量のフラスが排出されます。

クビアカツヤカミキリの原産地は中国、朝鮮半島、ベトナム北部など。貨物などの物資にまぎれて日本に侵入したと考えられています。

幼虫がサクラやウメ、モモ、スモモなどの樹木の中に入り込み、木の内部を食い荒らしてしまいます。加害された木は衰弱し、やがて枯れてしまいます。被害の拡大を食い止めるためには、見つけたら早期に駆除することが重要です。

もし、クビアカツヤカミキリを見つけたら

- ・ 県自然環境課の窓口までご連絡いただくか、右の「発見報告フォーム」から情報提供ください。
- ・ 発見日時、発見場所、発見時の状況をお知らせください。
- ・ 可能であれば、写真を撮影してください。
- ・ 成虫を捕まえた場合は殺処分してください（生きたまま持ち運ぶことは違法となります）。
- ・ 死んでいる個体であっても、見つけた場合には連絡してください。



発見報告フォーム

<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=nnS7cubx>

福井県では、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリによる被害の拡大防止に向け、県民等からの情報収集を強化するため、オンライン通報体制を構築しました。疑わしいフラスや成虫、幼虫を見つけた場合には、迅速な通報をお願いします。

クビアカツヤカミキリのオンライン通報の流れ

見つけたら、スマートフォンやパソコンから簡単に通報できます。早期発見・早期防除のためにご協力をお願いします。

1 発見する

サクラやウメ、モモなどの樹木で、クビアカツヤカミキリ（成虫やフラス（木くず））を見つける。



成虫の特徴

- ・体は黒くつやがある
 - ・首（前胸部）が赤い
 - ・体長 2.5～4cm程度
- ※フラス（木くず）も目印に！

2 通報フォームにアクセス

スマートフォンやパソコンで、自治体の通報フォームにアクセスする。



3 必要事項を入力する

画面の案内にしたがって、必要事項を入力する。



【主な入力項目】

- ・発見日
- ・発見場所（住所や目印など）
- ・樹種
- ・発見の状況（成虫、フラスなど）
- ・写真の添付
- ・連絡先（任意）

4 写真を添付する

成虫やフラス、被害部位の写真をできるだけ複数枚添付する。



- ・ピントが合っている写真ををお願いします。
- ・遠くからの写真（場所の目印）もあると役立ちます。

5 内容を確認して送信

入力内容と写真を確認し、「送信する」をタップする。



送信後、受付完了の画面やメールが届きます。

6 県が情報を集約・公表

通報された情報を県自然環境課がとりまとめ、確認後に発生状況を地図上へマッピングして公表します。



通報情報が集まり、発生状況マップとして公開されます。

みなさまからの通報が、被害拡大防止に役立ちます！

！ 通報時のポイント

- ・成虫は6月～8月に見られることが多いです。
- ・フラス（木くず）は春～秋に見られます。
- ・サクラ、ウメ、モモ、スモモなどバラ科の樹木に被害を与えます。



！ 注意事項

- ・成虫を見つけても、捕まえたり、持ち帰ったりしないでください。
- ・被害の拡大を防ぐため、その場での駆除や移動は行わず、そのままの状態での通報してください。



i 詳しくは自治体のホームページへ

クビアカツヤカミキリの特徴や見分け方、被害の情報、防除方法などを掲載しています。まずは、見つけたらすぐにオンラインで通報を！



クビアカツヤカミキリ SNS等による注意喚起

配信日：令和8年8月20日（木）

（１）危機管理課（防災ネット活用）

タイトル：クビアカツヤカミキリ県内初確認

本文：

8月18日（火）に県内初となるクビアカツヤカミキリが、嶺南で確認されました

桜や梅の木などに深刻な被害をもたらす特定外来種です

成虫や痕跡を見つけたら、県へのご連絡と被害拡大防止のための駆除等にご協力をお願いします

県 HP

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shizen/gairaiseibutu/firstkubiaka.html>

発見報告フォーム

<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=nnS7cubx>

○配信先

・Yahoo! ぐらし、・県民ポータル・メルマガ、・Facebook、・X・Lアラート

（２）広報課アカウント

○配信先

Instagram・Facebook「ほやほや福井」

LINE「福井県」

⚠ 特定外来生物
「クビアカツヤカミキリ」
県内で初確認されました

桜や梅の木などを
枯らしてしまう
特定外来生物です！



クビアカツヤカミキリの成虫（オス）



クビアカツヤカミキリの
幼虫の痕跡（フラス）

発見時のお願い

■成虫を見つけたらその場で駆除してください
■痕跡（フラス）を見つけたらお住まいの
自治体または福井県の発見報告フォーム
までお知らせください

お問い合わせ／福井県自然環境課 TEL:0776(20)0305

各関係機関の長 様

福井県農業試験場長

農作物病害虫発生予察特殊報第2号の送付について

このことについて、下記のとおり発表しましたので送付します。



連絡先 福井県農業試験場病害虫防除室
T E L 0776-54-9315
F A X 0776-54-5106
E-mail byogaichu-boujo@pref.fukui.lg.jp



福井県病害虫防除室 🔍 検索

令和8年農作物病害虫発生予察特殊報第2号

クビアカツヤカミキリの発生初確認

- 1 病害虫名 クビアカツヤカミキリ
Aromia bungii
- 2 発生植物 ウメ
- 3 対象農作物 ウメ、モモ、スモモ、オウトウ、アンズ、アーモンド等
- 4 発生経過

令和8年8月、県環境部局へ県内でクビアカツヤカミキリの幼虫が排出するフラス（木くずと糞が混じったもの）類似物があるとの通報を受け、8月17日に現地調査で計9本のサクラの根周辺や樹幹にフラスを発見しました。

翌日、近隣ウメ園場において調査を実施したところ、クビアカツヤカミキリによるものと思われるフラスの排出が発見され、その周辺において本種の生きた成虫(写真1)を捕獲し、捕殺し持ち帰り確認した結果、形態的特徴からクビアカツヤカミキリ雄成虫と同定しました。

5 国内での発生状況

本種は中国、台湾、朝鮮半島、ベトナム北部などの東アジア原産で、国内では、2012年に愛知県で確認され、令和8年に入り岐阜県、山梨県、香川県、岡山県、長野県で発見され、本県での発生は22例目となります。

6 形態

- (1) 成虫の体長は25～40mm。触角は長く、特にオスの触角は体長の1.5～2倍の長さがあります(写真2)。雌の触角の長さは体長とほぼ同じかやや長い程度です。全身は光沢のある黒色ですが、頭部と胴部の間のクビ(胸部)は赤く、前胸背板の側面に頑丈なトゲ状の瘤(コブ)一対を有していることが特徴です(写真3)。年1回、6月から8月にかけて羽化し、樹から脱出します。本種は、カミキリムシ類の中でも産卵数が多く(300個程度)、繁殖力が強いのが特徴です。
- (2) 幼虫は乳黄白色。樹木の内部で2～3年かけて成長します。その間に木くずとフンの混じった大量のフラスを穴から樹の外へ排出します。本種の出すフラスは、根元や樹幹に見られ、明るい茶色や黄土色でひき肉、かりんとう、うどんのような細長い紐状であるのが特徴で、また削り取られたような薄い木くず片を多く含んでいます(写真4)。フラスは木の株元に大量に積もり(写真5)。時間が経つにつれて乾燥してバラバラに崩れていきます。

7 被害の特徴

- (1) 幼虫による加害で、樹幹内部を食い荒らすため、被害の大きい木は衰弱し、枯死します。
- (2) 本種はバラ科樹木を加害し、国内では、ウメ、モモ、スモモ、サクラなどのサクラ亜科に属する多くの樹種で被害が報告されています。

8 防除対策

- (1) 本種は特定外来生物に指定されており、生きたまま持ち運ぶことは禁止されています。成虫を発見した場合は、その場で直ちに捕殺してください。
- (2) 本種およびカミキリムシ類を対象とした登録農薬があるので、登録を確認して使用してください（下表参照）。
- (3) 農薬を使用する際は、必ずラベルの記載内容を確認して、使用基準等を遵守してください。
- (4) 被害が大きい場合、伐採し、速やかに破碎、焼却、くん蒸などにより処理してください。
- (5) 一旦侵入すると壊滅的な被害を生じさせる恐れがあるため、以下のような各種防除を同時に行ってください。

「日本の果樹と樹木を守る外来カミキリムシ総合対策マニュアル」農研機構



【成虫を確認した場合】

- ・成虫をその場で捕殺してください(再掲)。

○ウメの主な薬剤

農薬名	IRACコード	希釈倍数	使用液量(/10a)	使用時期	本剤の使用回数	総使用回数
オリオン水和剤40	1A	1000倍	200～700L	成虫発生期 (但し、収穫7日前まで)	3回以内	3回以内
スミチオン乳剤	1B	1000倍	200～700L	成虫発生初期 (但し、収穫14日前まで)	2回以内	2回以内
アグロスリン水和剤	3A	2000倍	200～700L	収穫7日前まで	3回以内	3回以内
アクタラ顆粒水溶剤	4A	2000倍	200～700L	収穫7日前まで	2回以内	2回以内
ダントツ水溶剤	4A	2000倍	200～700L	収穫前日まで	3回以内	3回以内
モスピラン顆粒水溶剤	4A	2000倍	200～700L	収穫前日まで	3回以内	3回以内
アクセルフロアブル	22B	1000倍	200～700L	収穫前日まで	3回以内	3回以内
テッパン液剤※	28	2000倍	200～700L	収穫前日まで	2回以内	2回以内

※小粒核果類で登録

【フラスを確認した場合】

- ・疑わしいフラスを発見した場合、食入孔を確認し、できるだけフラスを取り除いたうえで、針金や千枚通し等で中の幼虫を刺殺します。但し、10cm以上奥に居る場合は、刺殺は難しいです。
- ・確実に刺殺できなかった場合、以下のエアゾール式殺虫剤のノズルを深く差し込み、薬液を注入してください。
- ・株元等のフラスを除去し、4mm目合いのネット(防風ネット等)を食入孔のある株元等に巻き付け、成虫の拡散を防止します。
- ・ネット巻き付け後、1日1～2回巡回し、成虫を見つけた場合は捕殺します。また、フラスが再度発生が継続している場合は、幼虫が生きているため、再度エアゾール式殺虫剤で防除します。

○ウメの主な薬剤

農薬名	IRACコード	使用方法	使用時期	本剤の使用回数	総使用回数
ロビンフット	3A	樹幹・樹枝の食入孔にノズルを差し込み噴射	収穫前日まで	5回以内	8回以内 (但し、噴射は5回以内、散布は3回以内)
ベニカカミキリムシエアゾール					

※もし、対象農作物で成虫や疑わしいフラスを確認した場合は、最寄りの農林総合事務所および嶺南振興局(農業経営支援部、二州農林部)へご連絡ください(連絡先は次頁)。



写真1 クビアカツヤカミキリ雄成虫
の園地での様子



写真2 クビアカツヤカミキリ雄成虫



写真3 成虫の見分け方
(前胸背板の側面のトゲ状の瘤(こぶ))



写真4 幼虫が排出するフラス(木くずと糞が混じったもの)



写真5 被害樹の株元に集まるフラスの様子

○連絡先

部署名	電話	管轄区域
福井農林総合事務所 農業経営支援部	0776-21-8207	福井市・永平寺町
坂井農林総合事務所 農業経営支援部	0776-84-8043	あわら市・坂井市
奥越農林総合事務所 農業経営支援部	0779-65-1282	大野市・勝山市
丹南農林総合事務所 農業経営支援部	0778-23-4534	越前市・鯖江市・池田町・南越前町・越前町
嶺南振興局 二州農林部	0770-22-5027	敦賀市・美浜町・若狭町(旧三方町)
嶺南振興局 農業経営支援部	0770-56-5901	小浜市・高浜町・おおい町・若狭町(旧上中町)